

核物質の輸送情報の取扱いについて

平成 9 年 8 月 26 日

原子力安全局核燃料規制課

原子力安全局においては、原子力安全行政の透明性の向上を図り、国民の信頼感を得ることが従前にも増して必要との認識に立ち、平成8年9月には、核物質防護関係省庁連絡協議会の合意を踏まえ、天然ウランの輸送情報について従来の取扱いを変更し、それ以外の核物質については引き続き関係省庁間でその取扱いの変更の可能性について検討することとしておりました。

今般、その国内輸送並びに使用済燃料及び低濃縮ウランの国際輸送についてその取扱いを一部変更することとし、8月22日、別紙のとおり関係事業者及び関係自治体に連絡いたしました。

平成9年 月 日

各県（都、道）担当部長名あて

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長名

核物質の輸送情報の取扱いについて

標記の件については、平成8年9月12日付文書において、核物質防護関係省庁連絡協議会における合意を踏まえ、天然ウランの輸送情報については従来の取扱いを変更するとともに、それ以外の核物質の輸送情報については引き続き関係省庁間でその取扱いの変更の可能性に関し検討することとしておりましたが、今般、その国内輸送並びに使用済燃料及び低濃縮ウランの国際輸送について、別紙のとおり、その取扱いを一部変更することで合意されましたのでご連絡いたします。

今後、核物質の輸送情報については、別紙内容に従い取扱われるよう、また、核物質防護の観点から公開すべきでない情報についてはその取扱いに慎重を期するよう改めてお願い申し上げます。

また、貴県下の関係市町村に対しましても、本趣旨の周知方よろしくお願い申し上げます。

平成9年 月 日

各事業者代表者名あて

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長名

核物質の輸送情報の取扱いについて

標記の件については、平成8年9月12日付文書において、核物質防護関係省庁連絡協議会における合意を踏まえ、天然ウランの輸送情報については従来の取扱いを変更するとともに、それ以外の核物質の輸送情報については引き続き関係省庁間でその取扱いの変更の可能性に関し検討することとしておりましたが、今般、その国内輸送並びに使用済燃料及び低濃縮ウランの国際輸送について、別紙のとおり、その取扱いを一部変更することで合意されましたのでご連絡いたします。

今後、核物質の輸送情報については、別紙内容に従い取扱われるよう、また、核物質防護の観点から公開すべきでない情報についてはその取扱いに慎重を期するよう改めてお願い申し上げます。

なお、関係自治体の担当部長に対しましても同趣旨の連絡をしております。また、関係者に対しましても、本趣旨の周知方よろしくお願い申し上げます。

核物質の輸送情報の取扱いについて

1. 輸送前及び輸送中の情報

(1) 公開可能な情報

- ・ 搬出側施設名及び搬入側施設名
- ・ 使用済燃料及び濃縮度20%未満の低濃縮ウランの輸送数量、輸送容器個数等貨物情報
- ・ 輸送容器の型式
- ・ 輸送事業者名（輸送手段が特定される場合を除く。）

(2) 公開すべきでない情報

- ・ 輸送日時及び輸送経路
- ・ 船名等輸送手段を特定する情報
- ・ プルトニウム（MOXを含む）及び濃縮度20%以上の高濃縮ウランの輸送数量、輸送容器個数等貨物情報
- ・ 警備体制、施錠・封印等核物質防護措置

2. 輸送終了後の情報

輸送経路及び警備体制、施錠・封印等核物質防護措置に関する情報を除き、公開可能。

3. 留意事項

上記1.及び2.は核物質防護の観点から定めた原則であり、具体的運用にあたっては以下の点に留意すること。

- (1) 情報管理に関する警備上の必要性を勘案して実情に即した運用をすることがある。
- (2) 国際輸送の場合には、関係国及び関係事業者の同意が得られる範囲内で運用する。

核物質の輸送情報の取扱いについて

参考資料

本表の適用対象：国内輸送並びに使用済燃料及び低濃縮ウランの国際輸送

	輸送前及び 輸送中	輸送終了後	公開不可とする理由
輸送日時	×	○	・輸送中の核物質の所在場所に関する情報。 ・国際機関の勧告においても、保護すべき情報として例示されている。
輸送経路	×	×	・同上 ・次回以降の経路の特定に繋がり、警備に重大な支障をきたす。
船名	×	○	・輸送中の核物質の所在場所に関する情報。
輸送事業者名	○*	○	*・輸送手段が特定される場合は公開不可(理由は同上)。
搬出側施設名 搬入側施設名	○	○	
輸送数量	○*	○	*・Pu及び高濃縮ウランは、国際機関の勧告において、核爆発装置の組立につながる可能性があり、盗取された場合の危険が極めて大きいとされているため公開不可。
容器の個数	○*	○	*・同上
容器の型式	○	○	
警備体制、 施設・封印等	×	×	・不法行為の準備を容易にし、警備に重大な支障をきたす。

×：公開不可、○：公開可

・網掛けの部分は従来公開不可としていた項目。

・本表は、核物質防護の観点から定めた原則であり、具体的運用に当たっては以下の点に留意すること。

(1)情報管理に関する警備上の必要性を勘案して実情に即した運用をすることがある。

(2)国際輸送の場合は、関係国及び関係事業者の同意が得られる範囲内で運用する。